

令和8(2026) 年度
業務改善助成金
事業実績報告

受付日	令和 年 月 日	受理 担当者	
-----	-------------------	-----------	--

申請方法 ： ☐電子 ☐郵送 ☐窓口

事業場名 ：

＜申請期間＞事業完了日*から起算して1か月を経過する日または令和9年4月10日のいずれか早い日まで
*事業完了日：①導入機器等の納品、②助成対象経費の支払、③賃金引上げのすべてが完了した日

【提出書類チェックリスト】 ◎下記以外にも追加の書類を求める場合があります！

☐ 支給申請書(交付要綱様式第10号)	☐ 代理人による申請の場合、代理人は社会保険労務士または弁護士に限ること
☐ 事業実績報告書(交付要綱様式第9号)	☐ 代理人による申請の場合、代理人は社会保険労務士または弁護士に限ること
☐ 国庫補助金精算書(別紙1)	
☐ 事業実施結果報告(別紙2)	☐ 3(2)イ「常時使用する労働者の賃金状況」に、事業実績報告時の全労働者が記載されていること
	☐ 3(2)イ「常時使用する労働者の賃金状況」に、交付申請時に引上げ労働者としていた労働者が記載され、退職者については、退職日が余白に記載されていること
	☐ 雇用保険被保険者の雇用保険被保険者番号が記載されていること
☐ 導入した設備投資等の内容を証する書類	☐ 納品日が確認できる書類(納品書等)
	【取組内容が機器等の購入の場合】 ☐ 導入機器等の写真(設置状況が分かる全景写真、銘板・型番が分かる近景写真)
	【取組内容がコンサルティングの場合】 ☐ 実施日時・実施場所・実施者・被実施者・実施内容が分かる書類
☐ 経費の支出を証する書類	☐ 請求書または領収書(写)
	☐ 振込記録(申請者名、振込先名、振込完了日および振込額)が確認できるもの(預金通帳(写)等)
☐ 賃金台帳(写)(賃金引上げ対象労働者のもの)	☐ 賃金引上げ日から事業実績報告時までのもの
	☐ 労働基準法第108条が規定する事項(①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥法定外労働時間数・法定休日労働時間数・深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類毎の額、⑧賃金の一部控除の額)を網羅したもので現に使用中のもの
☐ 就業規則(写)	☐ 引上げ後の事業場内最低賃金、賃金引上げ日および就業規則改定日が確認できるもの
	☐ 監督署の受付印が確認できるもの
	【労働者が10人未満で監督署に届け出していない場合】 ☐ 申立書(任意様式)
☐ 月給者の時給換算額が確認できる資料 ※交付申請時と異なる場合のみ	☐ 時給換算額を算出した計算式が確認できるもの
	☐ 月平均所定労働時間が確認できる労働条件通知書・年間カレンダー等

【書類提出先】 大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課
郵便：〒540-8527 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
電話：06-7223-8943